

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
69	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化 のため、社会資本整備総合交付 金について年度を跨いだ事業執 行が可能となるよう、ゼロ国債の 設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改 善を提案する。	【提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業（以下「交付金事業」という。）は、個別補助金 と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなった ことから年度境（端境期）の工事量確保に苦慮している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定 が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進する ための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）等では、発注者は債務負担行為の積極的活 用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事 業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組みこととされたように、交付金事業につい ても年度を跨いだ事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めている が、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端 境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ国債の額を従来までの約1. 5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能 となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定に よる公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待さ れる。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	富山県
85	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事 業におけるゼロ国債 制度の創設	国土交通省所管の社会資本総 合整備事業（交付金事業）は、地 方のインフラ整備を支援する中 心的事業になっているが、これま では国庫債務負担行為の設定 が行われていない状況にある。 このため、積雪寒冷地では、発 注が遅れ年度当初の施工適期 を逃すなどの弊害があることか ら、社会資本総合整備事業にお いて、簡易な手続により、年度を 跨いだ事業執行が可能となるよ うなゼロ国債制度の創設を求め るものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業（交付金事業）は、地方のインフラ整備を支援する中心 的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等 の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後 の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるような ゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事につい ては、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱 等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26 条 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省 財務省	秋田県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
103	B 地方 に対する規 制緩和	消防・防 災・安全	雪寒道路の指定基準 の緩和	道路ネットワーク上重要な路線 は、交通量に関係なく雪寒道路 と指定できるよう、積雪寒冷特別 地域における道路交通の確保に 関する特別措置法施行令第一 条、若しくは国土交通大臣が定 める雪寒道路指定基準を改正し ていただきたい。	【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基 づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路 は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるよ うにするため、雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。 【必要性・支障事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行 きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、通院や買い物などの日常生活に著しい支障を 来す。 特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量(日交通量おおむね150台以 上)に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民 の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。 既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がな いため、除雪出勤回数を落とすなどサービス水準を落とさざるをえない状況である。 このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。 【効果】 除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地 方創生が実現できる。	積雪寒冷特別地域に おける道路交通の確 保に関する特別措置 法 第三条 積雪寒冷特別地域に おける道路交通の確 保に関する特別措置 法施行令 第一条 雪寒道路指定基準	国土交通省	長岡市
162	B 地方 に対する規 制緩和	消防・防 災・安全	社会資本整備総合交 付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業) の基幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事 業など命を守る一助となる耐震 改修以外の事業も社会資本整 備総合交付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業)の基幹事業 に追加していただきたい。	【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震 化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な 理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短期間で、住み ながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常 に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対 する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増えると予想される。民 間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高額なものも多く、市補助金の限度 額内で設置できるものは限られている。 【事業追加の必要性】 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月 内閣府)」にて、地震被害軽減の取組 みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記 されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要がある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹 事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住 宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	社会資本整備総合交 付金交付要綱(イ-16- (12)住宅・建築物安全 ストック形成事業-① 住宅・建築物耐震改修 事業)	国土交通省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
310	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金に係る効果促進 事業の事業費要件の 緩和	社会資本整備総合交付金にお ける効果促進事業の事業費要 件について、「効果促進事業に 係る事業費の合計額は、社会資 本総合整備計画ごとに、交付対 象事業の全体事業費の20/100 を目途とする。」と規定されて いる。 本町をはじめ、財政規模の小さ い町村においては、交付対象事 業の全体事業費が相対的に小さ くならざるを得ないため、効果促 進事業として実施できる事業が 限定される。 よって、町村における効果促進 事業に係る事業費要件の緩和を 提案するものである。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号口に規定されている効果促進事業の事業費要件 (全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備 事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。 なお、本町においては、17.24km ² の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果 促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設 長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。 【現状】 ・社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事 業」である。 ・「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、 「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園 安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、 効果促進事業の具体的な内容については、「奥山両山地区公園整備事業」、「街区公園整備事 業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。	社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省	熊取町
8	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	下水道長寿命化支援 制度の交付対象の拡 充	下水道管渠の長寿命化計画策 定にあたり、計画的な改築に対 する基幹事業の範囲は、国土交 通大臣が定める主要な管渠とさ れているが、従来の管渠の口径 や下水排除面積で定めるのでな く、緊急輸送道路や都市機能が 集約している区域(中心市街地) 等、地域の特性に応じて主要な 管渠の範囲が定められるよう要 件の緩和をお願いしたい。	【地域の実情】 当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分 け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっ ているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外であ る。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況 の中、老朽化対策事業を進めることが困難となっている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大 変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えてい る。 【懸念の解消策】 当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公 共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではな い。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。 主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定め られた基準では当市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外と なってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大すること ができ、老朽化対策が推進される。	下水道法施行令第24 条の2第1項第1号及び 並びに第2項 下水道法施行令第24 条の2第1項第1号及び 並びに第2項の規定に 基づき定める件(昭和 46.10.9告示1705号、一 部改正平成25.5.16告 示492号)	国土交通省	福井市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
122	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	水質改善を目的とした 普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質 改善の一環として公共下水道を 整備しているが、小規模な宅地 開発に伴う10件未満の家が密集 した個人所有の道沿い(私道)か ら排出されるBOD(主に単独浄 化槽)が水質を悪化させる大きな 原因となっている。そこで、水質 改善の普及促進事業として、汚 濁物質を排出している浄化槽利 用者を下水道利用者に転換し、 水質改善に努めるよう私道への 下水道整備事業を推進するた め、社会資本整備総合交付金の 効果促進事業として認めていた きたい。	【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の 8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出 される1日のBOD総排出量は約760kgにものぼり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利 用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。 【必要性】 そこで、最も効率的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分 を下水道に転換することが必要となっている。 【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整 備を積極的に進めている。 そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水 設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を付して市で整備して いる。(建設省通達)。で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に行うには、浄化槽利用 者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたい。水質改善を目的とする私道 の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場) 【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で 50%と半減させるなどとした。	下水道法 社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省	松山市
238	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	「防災・安全交付金」 の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等 緊急改築事業における管理型堰 堤への転換」を事業の対象とす る。(予算の増そのものを目的と するものではなく、予算の枠内 で、地方公共団体の裁量で優先 順位を付けて事業実施出来るよ うにすることを目的とする。)	【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理 型堰堤への転換」を事業の対象とする。 【制度改正の必要性・支障事例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、嵩上げや 管理型堰堤への転換等、土砂整備率が変更となる工法は認められていない。一方、通常砂防事業 で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施 設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。 緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の安定と土砂整備上の安心 を図ることができる。 例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土石流を考慮した現行基準 に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより 事業費3%程度の増加で、整備率が18%から58.9%に改善する事ができる。 過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」と の見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築に おいても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要望する。 整備率が不足している溪流に対して、溪流内に新規に設置する適地がない場合もあり、既存の不 透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれ ば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向 上を図ることが出来る。	社会資本整備総合交 付金交付要綱 附属 第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築 事業(ロ-8-(2) 4- (3)-(5)) 通常砂防事業(イ-4 -(1))	国土交通省	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連 合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
311	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金に係る補助条件 の見直し及び手続書 類の簡素化	社会資本整備総合交付金にお いて長寿命化支援制度を活用し た補助事業を行うためには、下 水道施設の健全度に関する点 検・調査結果に基づき「長寿命化 対策」に係る計画を策定する必 要があります。 この点検・調査、計画策定には 多大な時間及び費用を要し、本 町においては業務が困難な状況 であり、下水道施設長寿命化の 推進に支障を来している。 よって人口5万人未満の団体 では計画書作成を必要とせず、 耐用年数経過等の一定条件を 満たせば補助採択となる新基準 の作成など、補助条件の見直し や手続書類の簡素化を提案する ものです。	【支障事例】 ・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理している マンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交 通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。 箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名(蓋開閉作業係、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ 月間、データ整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となっ た。(業務委託した場合の見積費用は約7百万円) 【現状】 ・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、こ れらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町においては莫大な期間及び費用が必要 であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。 【参考事例】 ・老朽管更新事業(水道事業) 補助採択条件 ・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域) ・給水人口が5万人未満の水道事業者 ※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる	社会資本整備総合交 付金交付要綱	国土交通省	熊取町
113	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域公共交通確保維 持改善事業費補助金 の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国 庫補助金】 【車両減価償却費等国庫補助 金】 ・車両購入費補助について、現 行の5ヶ年の減価償却費補助か ら、従前の購入時一括補助とす る。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。 地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却 費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の 観点から、車両購入時における一括補助とすべき。 ＜現行制度での支障事例＞ ①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な 補助申請手続き等の事務作業が発生している。 ②5年分のリース・割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行 政負担が発生している。 【参考】 ＜公有民営方式について＞ 上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。 しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治 法上の制約があり(第237条)、また、実際に、車両購入するに当たっては、車両購入価格や公平 性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観 点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両 が事業のニーズと合わないことが想定される。 ＜支障事例＞ 車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先 (メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費 削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用車両と統一されていない場合 には、逆に事業者の経常経費の増大となる。 なお、購入後の管理費等について仮に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場 合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみ である。	地域公共交通確保維 持改善事業費補助金 交付要綱 ほか	国土交通省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県